太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案　参照条文　目次

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・1
○循環型社会形成推進基本法 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・・・・19
○エネルギー政策基本法 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・・・・・20
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
○行政手続法 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
○登録免許税法 | e-LAWS（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

令和7年6月1日 施行　　現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）　閣法

Law RevisionID:345AC0000000137_20250601_504AC0000000068

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第一章　総則

（定義）

第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3　この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6　この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（基本方針）

第五条の二　環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

二　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

三　廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四　廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五　非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3　環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4　環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章　一般廃棄物

第一節　一般廃棄物の処理

（市町村の処理等）

第六条の二　市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号二からへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2　市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3　市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4　土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5　市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6　事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7　事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

第二節　一般廃棄物処理業

（一般廃棄物処理業）

第七条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2　前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ　第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ　第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分を

しないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7　前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

１０　市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二　その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

１１　第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

１２　第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

１３　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

１４　一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

１５　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

１６　前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第七条の五　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第三章　産業廃棄物

第一節　産業廃棄物の処理

（事業者の処理）

第十二条　事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2　事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを

保管しなければならない。

3　事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

4　前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5　事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6　事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7　事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8　その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

9　その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に

従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

１０　多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

１１　都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

１２　環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

１３　第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第十二条の四　第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項又は同条第四項若しくは第五項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2　前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織使用義務者又は同条第二項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同条第一項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。

3　運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第三項若しくは第四項の送付又は次条第三項の報告をしてはならない。

4　処分受託者は、前条第四項前段若しくは第五項若しくは次条第六項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第五項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第五項の送付若しくは次条第四項の報告又は同条第六項の送付をしてはならない。

第三節　産業廃棄物処理業

（産業廃棄物処理業）

第十四条　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2　前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

6　産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7　前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10　都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

11　第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12　第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13　産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

14　産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

15　産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。

16　産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

17　第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（名義貸しの禁止）

第十四条の三の三　産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第四章　雑則

（焼却禁止）

第十六条の二　何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一　一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二　他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

（改善命令）

第十九条の三　次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第三号に掲げる場合を除く。）　市町村長

二　産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）　都道府県知事

三　無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）又は産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合　環境大臣

（措置命令）

第十九条の四　一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第十九条の五　産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一　当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都道府県を除く。）

二　第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者

三　当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ　第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

ロ　第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ　第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

ニ　第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ　第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

ヘ　第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

ト　第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

チ　第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者

リ　第十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

ヌ　第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

ル　第十二条の五第十一項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

四　前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託していた者（第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。）

五　当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるときは、その者

2　第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（事業の廃止等についての措置命令の規定の準用）

第十九条の十　第十九条の四の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。」とあるのは「第九条の十第一項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）」とあるのは「一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。

一　第七条第二項又は第七項の更新を受けなかつた者　当該更新を受けなかつた許可

二　第七条の二第三項の規定による届出をした者　当該届出

三　第七条の四の規定により第七条第一項又は第六項の許可を取り消された者　当該取り消された許可

四　第九条の八第一項、第九条の九第一項又は第九条の十第一項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者　当該認定

五　第九条の八第九項、第九条の九第十項又は第九条の十第七項の規定により第九条の八第一項、第九条の九第一項又は第九条の十第一項の認定を取り消された者　当該取り消された認定

六　第七条第一項又は第六項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者（同条第一項ただし書又は第六項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分

2　第十九条の五の規定は、次の各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第一項中「第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。」とあるのは「第十五条の四の四第一項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去等の措置」とあるのは「産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従つて当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。

一　第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の更新を受けなかつた者　当該更新を受けなかつた許可

二　第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による届出をした者　当該届出

三　第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を取り消された者　当該取り消された許可

四　第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者　当該認定

五　第十五条の四の二第三項において準用する第九条の八第九項、第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第十項又は第十五条の四の四第三項において準用する第九条の十第七項の規定により第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項又は第十五条の四の四第一項の認定を取り消された者　当該取り消された認定

六　第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けないで産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者（第十四条第一項ただし書若しくは第六項ただし書又は第十四条の四第一項ただし書若しくは第六項ただし書に該当する者を除く。）　当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分

第五章　罰則

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者

二　不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。）を受けた者

三　第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行つた者

四　不正の手段により第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者

五　第七条の三、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

六　第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

七　第七条の五、第十四条の三の三又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

八　第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者

九　不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者

十　第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

十一　不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けた者

十二　第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

十三　第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

十四　第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

十五　第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

十六　第十六条の三の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

2　前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第六項、第十二条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二　第九条の二、第十五条の二の七、第十九条の三（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の十第一項において読み替えて準用する第十九条の四第一項又は第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項の規定による命令に違反した者

三　第九条の五第一項（第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者

四　第十五条の四の五第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

五　第十五条の四の五第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

六　前条第一項第十四号又は第十五号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

第二十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

二　第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

三　第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

四　第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

五　第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

六　第十二条の四第一項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

七　第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

八　第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者

九　第十二条の五第一項又は第二項（これらの規定を第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

十　第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

十一　第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の三の三第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第五項（第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者

三　第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項（第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第九項において準用する場合を含む。）又は第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項の規定による命令に違反した者

四　第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項又は第十四条の五第四項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者

五　第十四条第十四項、第十四条の二第五項（第十四条の三の二第四項（第十四条の六において準用する場合を含む。）及び第十四条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかつた者

六　第十五条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七　第二十一条の二第二項の規定による命令に違反した者

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第十五項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二　第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第三項若しくは第四項（これらの規定を第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第八条の二の二第一項又は第十五条の二の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第八条の四（第九条の十第八項において準用する場合並びに第十五条の二の四及び第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

五　第十二条第八項又は第十二条の二第八項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者

六　第十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行つた者

七　第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による報告（情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をした者

八　第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第二十一条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者

平成24年9月19日 施行　　現在施行

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）　議法

Law RevisionID:412AC0000000110_20120919_424AC1000000047

平成十二年法律第百十号

循環型社会形成推進基本法

第二章　循環型社会形成推進基本計画

（循環型社会形成推進基本計画の策定等）

第十五条　政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2　循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

二　循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

4　環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。

5　環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、資源の有効な利用の確保に係る事務を所掌する大臣と協議するものとする。

6　環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7　循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日までに」とあるのは「あらかじめ、」と、第四項中「平成十五年十月一日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

平成14年6月14日 施行　　現在施行

Law RevisionID:414AC1000000071_20020614_000000000000000

平成十四年法律第七十一号

エネルギー政策基本法

（エネルギー基本計画）

第十二条　政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「エネルギー基本計画」という。）を定めなければならない。

2　エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

二　エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策

四　前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5　政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。

7　政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

令和7年11月21日 施行　　現在施行

Law RevisionID:506AC0000000041_20251121_000000000000000

令和六年法律第四十一号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

第三章　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化

第三節　高度分離・回収事業計画の認定等

（高度分離・回収事業計画の認定）

第十六条　廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2　高度分離・回収事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　再資源化の実施方法、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標その他高度分離・回収事業の内容

五　高度分離・回収事業を実施する区域

六　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

七　廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項

イ　廃棄物処理施設の設置の場所

ロ　廃棄物処理施設の種類

ハ　廃棄物処理施設の処理能力

ニ　廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

ホ　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八　その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　高度分離・回収事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二　高度分離・回収事業の内容が、前項第四号に規定する指標からみて当該高度分離・回収事業により処分を行う廃棄物の数量に占める当該高度分離・回収事業により回収を行う再生部品又は再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　申請者の能力及び前項第六号に規定する施設が、高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　高度分離・回収事業計画に前項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ　前項第七号二に掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

ロ　前項第七号二及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

ハ　申請者の能力が、前項第七号二及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

五　高度分離・回収事業の対象となる廃棄物が市町村から処分を委託された一般廃棄物である場合においては、当該高度分離・回収事業計画に従って実施する当該廃棄物の処分の実施が、当該市町村の一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。）に適合しているものであること。

六　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

4　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定に係る第二項第五号に掲げる区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

5　第十一条第三項の規定は高度分離・回収事業計画に第二項第七号に掲げる事項を記載する場合について、同条第五項から第七項までの規定は当該事項が記載された高度分離・回収事業計画について第一項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設」とあるのは「第十六条第二項第七号に規定する廃棄物処理施設」と、同項中「同項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

（高度分離・回収事業計画の変更等）

第十七条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定高度分離・回収事業者」という。）は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。

2　認定高度分離・回収事業者は、前条第二項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3　環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定に係る高度分離・回収事業計画（第一項の規定による変更又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定高度分離・回収事業者が、正当な理由なく認定高度分離・回収事業計画に従って高度分離・回収事業を実施していないとき。

二　認定高度分離・回収事業者の能力又は認定高度分離・回収事業計画に記載された前条第二項第六号に規定する施設が、同条第三項第三号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三　認定高度分離・回収事業計画に前条第二項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、当該廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第三項第四号イの環境省令で定める技術上の基準又は当該認定高度分離・回収事業計画に記載された同条第二項第七号二若しくはホに掲げる計画に適合していないと認めるとき。

四　前号に規定する場合において、認定高度分離・回収事業者の能力が前条第三項第四号ハの環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

五　認定高度分離・回収事業者が前条第三項第六号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

4　第十一条第三項の規定は高度分離・回収事業計画に係る前条第二項第七号に掲げる事項の変更をする場合について、第十一条第五項から第七項までの規定は当該事項の変更に係る第一項の認定の申請があった場合について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第十一条第三項中「当該廃棄物処理施設を設置すること」とあり、同条第五項中「当該事項」とあり、並びに同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設の設置」とあるのは「第十六条第二項第七号に掲げる事項の変更の内容」と、同項中「同項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

令和6年9月26日 施行　　現在施行

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）

Law RevisionID:405AC0000000088_20240926_506AC0000000065

平成五年法律第八十八号

行政手続法

第三章　不利益処分

第二節　聴聞

（聴聞の通知の方式）

第十五条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二　不利益処分の原因となる事実

三　聴聞の期日及び場所

四　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2　前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

令和8年4月1日 施行

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）

Law RevisionID:404AC0000000062_20260401_507AC0000000052

平成四年法律第六十二号

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律

第三章　産業廃棄物処理事業振興財団

（指定等）

第十六条　環境大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）として指定することができる。

2　環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、振興財団の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3　振興財団は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　環境大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第十七条　振興財団は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定計画に係る特定施設のうち、二以上の種類の産業廃棄物処理施設（廃油、廃酸、廃アルカリ及び特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の最終処分場又は廃油、廃酸、廃アルカリ若しくは特別管理産業廃棄物の処理施設（専ら産業廃棄物の再生の処理を行うものを除く。）に限る。）を含む第二条第二項第一号に掲げる施設又は同項第二号に掲げる施設を含むもの（次号において「特定債務保証対象施設」という。）の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定計画に係る特定施設（特定債務保証対象施設を除く。）の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

三　廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者、廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）が行う産業廃棄物処理施設の整備の事業、産業

廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であって共同して行われるものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

四　産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るための施設の整備の事業のために必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

五　産業廃棄物処分業者等に対してこれらの者が行う産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

六　産業廃棄物の処理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七　産業廃棄物の処理に関する調査研究を行うこと。

八　産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対して研修又は指導を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十八条　振興財団は、環境大臣の認可を受けて、前条第一号から第四号までに掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（基金）

第十九条　振興財団は、第十七条各号に掲げる業務に関する基金（第二十五条において「基金」という。）を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

（区分経理）

第二十一条　振興財団は、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二　第十七条第二号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三　第十七条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十七条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

（報告及び検査）

第二十二条　環境大臣は、第十七条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、振興財団に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、振興財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督命令）

第二十三条　環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、振興財団に対し、第十七条各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第二十四条　環境大臣は、振興財団が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章　罰則

第三十条　第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

令和8年4月1日 施行

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）

Law RevisionID:342AC0000000035_20260401_507AC0000000052

昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一　不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。		
（一）　所有権の保存の登記	不動産の価額	千分の四
（二）　所有権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ロ　共有物の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の四
ハ　その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の二十
（三）　地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記		
イ　設定又は転貸の登記	不動産の価額	千分の十
ロ　相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ハ　共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額	千分の二
ニ　その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の十
（三の二）　配偶者居住権の設定の登記	不動産の価額	千分の二
（四）　地役権の設定の登記	承役地の不動産の個数	一個につき千五百円
（五）　先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額	千分の四
（六）　先取特権、質権又は抵当権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
（七）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
（八）　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円

（九）　賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千円
（十）　信託の登記		
イ　所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の四
ロ　先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
ハ　その他の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の二
（十一）　相続財産の分離の登記		
イ　所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の四
ロ　所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の二
（十二）　仮登記		
イ　所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
ロ　所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
（１）　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
（２）　共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
（３）　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の十
ハ　地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸		

若しくは移転の請求権の保全のための仮登記		
（１）　設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
（２）　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
（３）　共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
（４）　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
ニ　配偶者居住権の設定の仮登記	不動産の価額	千分の一
ホ　信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記		
（１）　所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
（２）　先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	債権金額又は極度金額	千分の一
（３）　その他の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
ヘ　相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記		
（１）　所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
（２）　所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
ト　その他の仮登記	不動産の個数	一個につき千円

（十三）　所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの		
イ　土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記	分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数	一個につき千円
ロ　土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記	合筆又は合併後の不動産の個数	一個につき千円
（十四）　付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち、（一）から（十三）までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）	不動産の個数	一個につき千円
（十五）　登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）	不動産の個数	一個につき千円
	（同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円）	
二　船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）		
（一）　所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
（二）　所有権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の四
ロ　遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ハ　その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
（三）　委付の登記	船舶の価額	千分の四
（四）　賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の一・五

（五）　抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の四
（六）　抵当権の移転の登記		
イ　相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
（七）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
（八）　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
（九）　賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千円
（十）　信託の登記		
イ　所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ　抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
ハ　その他の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五
（十一）　仮登記		
イ　所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記	船舶の価額	千分の四
ロ　その他の仮登記	船舶の隻数	一隻につき二千円

（十二）　付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（十一）までに掲げるものを除く。）	船舶の隻数	一隻につき千円
（十三）　登記の抹消	船舶の隻数	一隻につき千円
三　航空機の登録（航空機の信託の登録を含む。）		
（一）　新規登録又は移転登録	航空機の重量	一トンにつき三万円
（二）　抵当権の設定の登録	債権金額又は極度金額	千分の三
（三）　抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
（四）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
（五）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（六）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	航空機の重量	一トンにつき三万円
（七）　仮登録		
イ　所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための仮登録	航空機の重量	一トンにつき一万五千円

ロ　その他の仮登録	航空機の機数	一機につき二千円
（八）　登録事項の変更の登録	航空機の機数	一機につき六千円
（九）　付記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち（一）から（八）までに掲げるものを除く。）	航空機の機数	一機につき千円
（十）　登録の抹消	航空機の機数	一機につき千円
四　ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）		
（一）　設定の登録	ダム使用権の価額	千分の一
（二）　移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	ダム使用権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	ダム使用権の価額	千分の五
（三）　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（四）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
（五）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の	千分の二

	共有者の数で極度金額を除して計算した金額	
（六）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（七）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	ダム使用権の価額	千分の一
（八）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	ダム使用権の件数	一件につき千円
（九）　登録の抹消	ダム使用権の件数	一件につき千円
四の二　公共施設等運営権の登録（公共施設等運営権の信託の登録を含む。）		
（一）　設定の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
（二）　移転の登録		
イ　法人の合併による移転の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	公共施設等運営権の価額	千分の五

（三）　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（四）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
（五）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
（六）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（七）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
（八）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	公共施設等運営権の件数	一件につき千円
（九）　登録の抹消	公共施設等運営権の件数	一件につき千円

四の三　樹木採取権の登録（樹木採取権の信託の登録を含む。）		
（一）　設定の登録	樹木採取権の価額	千分の一
（二）　移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の五
（三）　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（四）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
（五）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
（六）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（七）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	樹木採取権の価額	千分の一
（八）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	樹木採取権の件数	一件につき千円
（九）　登録の抹消	樹木採取権の件数	一件につき千円
四の四　漁港水面施設運営権の登録（漁港水面施設運営権の信託の登録を含む。）		
（一）　設定の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一
（二）　移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の五
（三）　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（四）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二

（五）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
（六）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（七）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	漁港水面施設運営権の価額	千分の一
（八）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）	漁港水面施設運営権の件数	一件につき千円
（九）　登録の抹消	漁港水面施設運営権の件数	一件につき千円
五　工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団又は観光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）		
（一）　所有権の保存の登記	財団の数	一個につき三万円
（二）　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の二・五
（三）　抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五

（四）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
（五）　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき六千円
（六）　信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
（七）　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（六）までに掲げるものを除く。）	財団の数	一個につき六千円
（八）　登記の抹消	財団の数	一個につき六千円
六　企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）		
（一）　企業担保権の設定の登記	債権金額	千分の二・五
（二）　企業担保権の移転の登記	債権金額	千分の一・五
（三）　企業担保権の順位の変更の登記	企業担保権の件数	一件につき六千円
（四）　信託の登記	債権金額	千分の一・五
（五）　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（四）までに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
（六）　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
七　鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登録（これらの財団の信託の登録を含む。）		

（一）　抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登録	債権金額又は極度金額	千分の二・五
（二）　抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
（三）　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
（四）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき六千円
（五）　信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
（六）　付記登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	財団の数	一個につき六千円
（七）　登録の抹消	財団の数	一個につき六千円
八　動産の抵当権に関する登記又は登録（動産の抵当権の信託の登記又は登録を含む。）		
（一）　農業用動産の抵当権に関する登記		
イ　抵当権の設定の登記	債権金額又は極度金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ハ　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
ニ　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
ホ　抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ヘ　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからホまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき千円
ト　登記の抹消	申請件数	一件につき千円
（二）　建設機械の抵当権に関する登記		
イ　抵当権の設定の登記	債権金額又は極度金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ハ　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
ニ　抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千円
ホ　抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の一・五

ヘ　付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからホまでに掲げるものを除く。）	建設機械の数	一個につき千円
ト　登記の抹消	建設機械の数	一個につき千円
（三）　自動車の抵当権に関する登録		
イ　抵当権の設定の登録	債権金額又は極度金額	千分の三
ロ　抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ハ　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の一・五
ニ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の一・五
ホ　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	自動車の数	一両につき千円
ヘ　登録の抹消	自動車の数	一両につき千円
九　動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記		
（一）　動産の譲渡の登記	申請件数	一件につき一万五千円
（二）　債権の譲渡又は質権の設定の登記	申請件数	一件につき一万五千円
（三）　（一）又は（二）に掲げる登記の存続期間を延長する登記	申請件数	一件につき七千五百円
（四）　登記の抹消	申請件数	一件につき千円

十　著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
（一）　著作権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき一万八千円
（二）　著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（三）　著作権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき三千円
（四）　無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作物の数	一個につき九千円
（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	著作権の件数	一件につき三千円
（六）　第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき三千円
（七）　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円

（八）　登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき千円
十一　出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）		
（一）　出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき三万円
（二）　出版権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千円
（三）　出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（四）　出版権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	出版権の件数	一件につき三千円
（六）　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき千円
（七）　登録の抹消	出版権の件数	一件につき千円
十二　著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）		

（一）　著作隣接権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき九千円
（二）　著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（三）　著作隣接権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
（四）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
（五）　抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数	一件につき千円
（六）　登録の抹消	著作隣接権の件数	一件につき千円
十三　特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）		
（一）　特許権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	特許権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	特許権の件数	一件につき一万五千円

（二）　専用実施権（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）	専用実施権の件数	一件につき一万五千円
（三）　特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（四）　専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	特許権又は専用実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	特許権等の件数	一件につき三千円
（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	特許権等の件数	一件につき三千円
（六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	特許権等の件数	一件につき千円

（七）　登録の抹消	特許権等の件数	一件につき千円
十四　実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）		
（一）　実用新案権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき九千円
（二）　専用実施権の設定又は保存の登録	専用実施権の件数	一件につき九千円
（三）　実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（四）　専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権又は専用実施権（以下この号において「実用新案権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	実用新案権等の件数	一件につき三千円
（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	実用新案権等の件数	一件につき三千円

（六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	実用新案権等の件数	一件につき千円
（七）　登録の抹消	実用新案権等の件数	一件につき千円
十五　意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）		
（一）　意匠権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	一件につき九千円
（二）　専用実施権の設定又は保存の登録	専用実施権の件数	一件につき九千円
（三）　意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（四）　専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権又は専用実施権（以下この号において「意匠権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	意匠権等の件数	一件につき三千円

（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	意匠権等の件数	一件につき三千円
（六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	意匠権等の件数	一件につき千円
（七）　登録の抹消	意匠権等の件数	一件につき千円
十六　商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）		
（一）　商標権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権の件数	一件につき三万円
（二）　専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常使用権の件数	一件につき三万円
（三）　商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（四）　専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権、専用使用権又は通常使用	一件につき三千円

	権（以下この号において「商標権等」という。）の件数	
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権等の件数	一件につき九千円
（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	商標権等の件数	一件につき九千円
（六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	商標権等の件数	一件につき千円
（七）　登録の抹消	商標権等の件数	一件につき千円
十七　回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）		
（一）　回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権の件数	一件につき一万八千円
（二）　回路配置利用権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき九千円
（三）　専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円

（四）　回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（五）　専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
（六）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
（七）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（六）までに掲げるものを除く。）	回路配置利用権等の件数	一件につき千円
（八）　登録の抹消	回路配置利用権等の件	一件につき千円

	数	
十八　育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）		
（一）　育成者権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	一件につき九千円
（二）　専用利用権の設定又は保存の登録	専用利用権の件数	一件につき九千円
（三）　育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
（四）　専用利用権の移転又は育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権又は専用利用権（以下この号において「育成者権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	育成者権等の件数	一件につき三千円
（五）　信託の登録		
イ　質権の信託の登録	債権金額	千分の二
ロ　質権以外の権利の信託の登録	育成者権等の件数	一件につき三千円

（六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	育成者権等の件数	一件につき千円
（七）　登録の抹消	育成者権等の件数	一件につき千円
十九　鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）		
（一）　試掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき九万円
（二）　鉱区の増減による試掘権の変更の登録		
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき四万五千円
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円
（三）　試掘権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき四万五千円
（四）　放棄による試掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三千円
（五）　採掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき十八万円
（六）　鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録		
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき九万円
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一万二千円
ハ　鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき四万五千円

二　鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき四万五千円
（七）　採掘権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき一万八千円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九万円
（八）　放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三千円
（九）　租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき一万八千円
（十）　租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録		
イ　租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき六千円
ロ　租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千二百円
（十一）　租鉱権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき千八百円
ロ　その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき九千円
（十二）　存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき千円
（十三）　抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（十四）　鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
（十五）　順位の変更による抵当権の変更の登録（（十四）に掲げる登録を除く。）	鉱区の数	一個につき六千円
（十六）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円

ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円
（十七）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（十八）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円
（十九）　共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
（二十）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（十九）までに掲げるものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円
（二十一）　登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円
二十　砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。）		
（一）　砂鉱権の設定の登録	鉱区の面積	十万平方メートルにつき四千五百円
（二）　鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録		
イ　鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	増加した鉱区の面積	十万平方メートルにつき三千円
ロ　鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき千円
ハ　鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき二千円

二　鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき二千円
（三）　砂鉱権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき一万三千五百円
（四）　放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき千円
（五）　租鉱権の設定の登録	租鉱区の面積	十万平方メートルにつき四百五十円
（六）　租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録		
イ　租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	増加した租鉱区の面積	十万平方メートルにつき三百円
ロ　租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千円
（七）　租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき千五百円
（八）　存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき千円
（九）　抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（十）　鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
（十一）　順位の変更による抵当権の変更の登録（（十）に掲げる登録を除く。）	鉱区の数	一個につき六千円
（十二）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円

（十三）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（十四）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
（十五）　共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
（十六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（十五）までに掲げるものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円
（十七）　登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき千円
二十一　鉱業法第百十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定による登録		
（一）　新規登録	損害賠償の支払金額	千分の一
（二）　抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録	不動産の個数	一個につき千円
（三）　登録の抹消	不動産の個数	一個につき千円
二十二　特定鉱業権の登録（特定鉱業権の信託の登録を含む。）		
（一）　探査権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき三百円
（二）　探査権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少を	一個につき十二万円

	する部分の数	
（三）　探査権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき三十円
ロ　その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき百五十円
（四）　放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
（五）　採掘権の設定の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき二千四百円
（六）　採掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき二百四十円
（七）　採掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区の減少をする部分の数	一個につき二十四万円
（八）　採掘権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき二百四十円
ロ　その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき千二百円
（九）　放棄による採掘権の消滅の登録	共同開発鉱区の数	一個につき六万円
（十）　抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（十一）　順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区の数	一個につき十二万円

（十二）　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき六十円
ロ　その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき百二十円
（十三）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき二万円
（十四）　信託の登録		
イ　抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	共同開発鉱区の面積	十万平方メートルにつき百二十円
（十五）　特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区の数	一個につき九万円
（十六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（十五）までに掲げるものを除く。）	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
（十七）　登録の抹消	共同開発鉱区の数	一個につき二万円
二十二の二　試掘権の登録（試掘権の信託の登録を含む。）		
（一）　試掘権の設定の登録	試掘区域の数	一個につき九万円
（二）　試掘区域の増減による試掘権の変更の登録		
イ　試掘区域の増加又は試掘区域の増加及び減少による変更の登録	試掘区域の数	一個につき四万五千円

ロ　試掘区域の減少による変更の登録	試掘区域の数	一個につき六千円
（三）　試掘権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	試掘区域の数	一個につき九千円
ロ　その他の原因による移転の登録	試掘区域の数	一個につき四万五千円
（四）　試掘権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
（五）　試掘権の信託の登録	試掘区域の数	一個につき九千円
（六）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までに掲げるものを除く。）	試掘区域の数	一個につき千円
（七）　登録の抹消	試掘区域の数	一個につき千円
二十三　漁業権又は入漁権の登録（漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。）		
（一）　漁業権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千八百円
ロ　その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき九千円
（二）　漁業権の持分の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千五百円

ロ　その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき三千円
（三）　入漁権の設定の登録	入漁権の件数	一件につき六千円
（四）　入漁権の保存の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
（五）　入漁権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき四千五百円
（六）　入漁権の持分の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき三千円
（七）　先取特権の保存、抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額、極度金額又は工事費用の予算金額	千分の四
（八）　先取特権又は抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき三千円
（九）　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
（十）　信託の登録		

イ　先取特権又は抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ　先取特権及び抵当権以外の権利の信託の登録	漁業権又は入漁権の件数	一件につき四千五百円
（十一）　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（十）までに掲げるものを除く。）	漁業権又は入漁権の件数	一件につき千円
（十二）　登録の抹消	漁業権又は入漁権の件数	一件につき千円
二十四　会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）		
（一）　会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）の登記（（三）に掲げる登記を除く。）		
イ　株式会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）	資本金の額	千分の七 （これによつて計算した税額が十五万円に満たないときは、申請件数一件につき十五万円）
ロ　合名会社若しくは合資会社又は一般社団法人等の設立の登記	申請件数	一件につき六万円
ハ　合同会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）	資本金の額	千分の七 （これによつて計算した税額が六万円に満たないときは、申請件数一件につき六万円）
二　株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記（ヘ及びチに掲げる登記を除く。）	増加した資本金の額	千分の七 （これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
ホ　新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額	千分の一・五（新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七） （これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
ヘ　吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	千分の一・五（吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七）

	（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）	
ト　新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額	千分の七
	（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）	
チ　吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	千分の七
	（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）	
リ　相互会社の設立（新設合併又は組織変更による設立を含む。）の登記	申請件数	一件につき三十万円
ヌ　新株予約権の発行による変更の登記	申請件数	一件につき九万円
ル　支店又は従たる事務所の設置の登記	支店又は従たる事務所の数	一箇所につき六万円
ヲ　本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記	本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の数	一箇所につき三万円
ワ　取締役会、監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。以下（一）において同じ。）又は理事会に関する事項の変更の登記	申請件数	一件につき三万円

カ　取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事、監事、代表理事若しくは評議員に関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の代表に関する事項の変更を含む。）の登記	申請件数	一件につき三万円（資本金の額が一億円以下の会社又は一般社団法人等については、一万円）
ヨ　支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
タ　取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき三万円
レ　会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記	申請件数	一件につき三万円
ソ　会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき三万円
ツ　登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからソまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき三万円
ネ　登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円
ナ　登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
（二）　外国会社又は外国相互会社の登記（（三）に掲げる登記を除く。）		

イ　営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円
ロ　営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記	申請件数	一件につき六万円
ハ　イ、ロ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき九千円
二　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
（三）　会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社の清算に係る登記を含む。）		
イ　清算人又は代表清算人の登記	申請件数	一件につき九千円
ロ　清算人若しくは代表清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ　清算の結了の登記	申請件数	一件につき二千円
二　登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十五　特定目的会社の登記		
（一）　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記	申請件数	一件につき三万円
（二）　（一）及び（三）に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
（三）　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
二十六　投資法人の登記		

（一）　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人の設立の登記	申請件数	一件につき三万円
（二）　（一）及び（三）に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
（三）　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
二十七　有限責任事業組合契約の登記		
（一）　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）		
イ　組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき六万円
ロ　従たる事務所の設置の登記	申請件数	一件につき六万円
ハ　主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記	申請件数	一件につき三万円
二　組合員に関する事項の変更の登記	申請件数	一件につき一万円
ホ　組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき三万円
ヘ　イからホまで、ト及びチに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき三万円
ト　登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円
チ　登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
（二）　組合契約の清算に係る登記		
イ　清算人の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ　イ、ハ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ　清算結了の登記	申請件数	一件につき二千円

二　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十八　投資事業有限責任組合契約の登記		
（一）　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）の登記（（二）に掲げる登記を除く。）		
イ　組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ　イ、ハ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
ハ　登記の更正の登記	申請件数	一件につき一万円
二　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
（二）　組合契約の清算に係る登記		
イ　清算人の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ　イ、ハ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ　清算結了の登記	申請件数	一件につき二千円
二　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十八の二　限定責任信託の登記		
（一）　信託法（平成十八年法律第百八号）第二百三十二条（限定責任信託の定めの登記）の限定責任信託の定めの登記	申請件数	一件につき三万円
（二）　信託法第二百三十三条第一項（変更の登記）の規定による新事務処理地においてする同法第二百三十二条各号に掲げる事項の登記	申請件数	一件につき一万五千円
（三）　（一）、（二）及び（四）から（六）までに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円

（四）　登記の更正の登記（（六）二に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき一万円
（五）　登記の抹消（（六）二に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき一万円
（六）　清算に係る登記		
イ　清算受託者の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ　イ、ハ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ　清算結了の登記	申請件数	一件につき二千円
二　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十九　個人の商業登記		
（一）　個人につきその本店の所在地においてする登記		
イ　商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ　支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
ハ　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五条（未成年者登記）又は第六条第一項（後見人登記）の規定による登記	申請件数	一件につき一万八千円
二　商法第十七条第二項（営業譲渡の際の免責の登記）の登記	申請件数	一件につき一万八千円
ホ　商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき六千円
ヘ　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
（二）　個人につきその支店の所在地においてする登記		

イ　（一）イから二までに掲げる登記	申請件数	一件につき九千円
ロ　（一）ホに掲げる登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
三十　船舶管理人の登記		
（一）　船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
（二）　抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき六千円
三十一　夫婦財産契約の登記		
（一）　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条（夫婦財産契約の対抗要件）の登記	申請件数	一件につき一万八千円
（二）　登記事項の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき六千円
（三）　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。		
（一）　公認会計士又は外国公認会計士の登録		
イ　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条（登録）の公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ　公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
（二）　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	登録件数	一件につき三万円

（二の二）　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十八（登録）の登録政治資金監査人の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（三）　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
（四）　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十五条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
（五）　司法書士の登録又は認定		
イ　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項（司法書士名簿の登録）の司法書士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　司法書士法第三条第二項第二号（簡裁訴訟代理等関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千円
（六）　土地家屋調査士の登録又は認定		
イ　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　土地家屋調査士法第三条第二項第二号（民間紛争解決手続代理関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千円
（七）　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数	一件につき六万円
（八）　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録		
イ　技術士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　技術士補の登録	登録件数	一件につき一万五千円

（八の二）　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条（登録）の公認心理師の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（九）　法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録		
イ　次に掲げる者の新規登録		
（１）　医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき六万円
（２）　薬剤師の登録	登録件数	一件につき三万円
（３）　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　イ（１）から（３）までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十）　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士名簿にする登録		
イ　歯科衛生士法第六条第一項（登録）の歯科衛生士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十の二）　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）による歯科技工士名簿にする登録		
イ　歯科技工士法第六条第一項（登録）の歯科技工士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十一）　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士名簿にする登録		
イ　救急救命士法第六条第一項（登録）の救急救命士の登録	登録件数	一件につき九千円

ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十二）　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士名簿にする登録		
イ　言語聴覚士法第六条第一項（登録）の言語聴覚士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十三）　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿にする登録		
イ　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の三第一項（登録）のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十四）　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師名簿にする登録		
イ　柔道整復師法第六条第一項（登録）の柔道整復師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十五）　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第四条第三項（登録）の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（十六）　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師名簿にする登録		
イ　理容師法第五条の二第一項（登録）の理容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

（十七）　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師名簿にする登録		
イ　美容師法第五条の二第一項（登録）の美容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（十八）　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録若しくは同法附則第四条第一項（登録）の准介護福祉士の登録		
イ　社会福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
ロ　介護福祉士又は准介護福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円
（十九）　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（二十）　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師名簿にする登録		
イ　獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登録	登録件数	一件につき九千円
ハ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（二十の二）　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）による愛玩動物看護師名簿にする登録		
イ　愛玩動物看護師法第六条第一項（登録）の愛玩動物看護師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ　登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

（二十一）　社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録		
イ　社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	申請件数	一件につき五千円
（二十二）　作業環境測定法第七条（登録）の作業環境測定士の登録		
イ　第一種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　第二種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（二十二の二）　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十九第一項（キャリアコンサルタントの登録）のキャリアコンサルタントの登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九千円
（二十三）　計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項（登録）の計量士の登録	登録件数	一件につき三万円
（二十三の二）　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条第一項（登録）の情報処理安全確保支援士の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九千円
（二十四）　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録	登録件数	一件につき六万円
（二十五）　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技士免許原簿にする登録		
イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技士で次に掲げるものの新規登録		

（１）　一級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（２）　二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき九千円
（３）　四級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
（４）　五級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき三千円
（５）　六級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき二千百円
（６）　一級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（７）　二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき九千円
（８）　四級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
（９）　五級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき三千円
（１０）　六級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき二千百円
（１１）　一級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
（１２）　二級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき六千円
（１３）　三級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき二千百円
（１４）　一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
（１５）　四級海技士（電子通信）の登録	登録件数	一件につき二千百円
ロ　イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（二十六）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五（登録及び小型船舶操縦免許証）の小型船舶操縦士の登録		
イ　一級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき二千円
ロ　二級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千八百円
ハ　特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千五百円

（二十七）　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）による水先人名簿にする登録		
イ　水先法第九条第一項（登録及び水先免状）の水先人で次に掲げるものの新規登録		
（１）　一級水先人の登録	登録件数	一件につき六万円
（２）　二級水先人の登録	登録件数	一件につき三万円
（３）　三級水先人の登録	登録件数	一件につき一万五千円
ロ　イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（二十八）　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第二十一条第一項（登録）の海事補佐人の登録	登録件数	一件につき三万円
（二十九）　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項（登録）の海事代理士の登録	登録件数	一件につき三万円
（三十）　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二条（航空従事者技能証明）の航空従事者技能証明、同法第百三十二条の四十（技能証明の実施）の無人航空機操縦者技能証明、同法第十条の二第一項（耐空証明）の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定		
イ　定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万八千円
ロ　事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ハ　自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ニ　准定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円

ホ　一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千円
ヘ　二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ト　航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
チ　一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
リ　二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ヌ　一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ル　二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ヲ　航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
ワ　一等無人航空機操縦士の技能証明（更新の技能証明を除く。）	技能証明の件数	一件につき三千円
カ　耐空検査員の認定	認定件数	一件につき六千円
ヨ　操縦技能審査員の認定	認定件数	一件につき三千円
（三十一）　不動産鑑定士の登録		
イ　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十五条（登録）の不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ　不動産の鑑定評価に関する法律第十八条（変更の登録）の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（三十二）　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項（登録）の一級建築士の登録	登録件数	一件につき六万円

（三十三）　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項（登録）の建築基準適合判定資格者の登録又は同法第七十七条の六十六第一項（構造計算適合判定資格者の登録）の構造計算適合判定資格者の登録		
イ　一級建築基準適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ　二級建築基準適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき五千円
ハ　構造計算適合判定資格者の登録	登録件数	一件につき一万円
（三十四）　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三十条第一項（登録）のマンション管理士の登録	登録件数	一件につき九千円
（三十五）　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士又は測量士補の登録		
イ　測量士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ　測量士補の登録	登録件数	一件につき一万五千円
三十二の二　認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の認定		
（一）　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項（認定）の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円
（二）　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条（認定）の認定仮名加工医療情報作成事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円
（三）　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律	認定件数	一件につき十五万円

第四十一条（認定）の認定仮名加工医療情報利用事業者の認定 （四）　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十五条（認定）の認定医療情報等取扱受託事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円
三十三　認定個人情報保護団体の認定		
個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十七条第一項（認定）の認定個人情報保護団体の認定（政令で定めるものに限る。）	認定件数	一件につき九万円
三十四　警備員等に係る登録講習機関の登録		
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
三十四の二　インターネット異性紹介事業者に係る登録誘引情報提供機関の登録		
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十八条第一項（登録誘引情報提供機関の登録）の登録誘引情報提供機関の登録	登録件数	一件につき一万五千円
三十四の三　カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定		
（一）　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条（免許等）のカジノ事業の免許（更新の免許を除く。） （二）　特定複合観光施設区域整備法第百二十四条（免許）のカジノ施設供用事業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数 免許件数	一件につき十五万円 一件につき十五万円

（三）　特定複合観光施設区域整備法第百四十三条第一項（許可）のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業の許可（更新の許可を除く。） （四）　特定複合観光施設区域整備法第百五十条第一項（カジノ関連機器等外国製造業の認定）のカジノ関連機器等外国製造業の認定（更新の認定を除く。）	許可件数 認定件数	一件につき十五万円 一件につき十五万円
三十五　銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可		
（一）　銀行（長期信用銀行を含む。（四）において同じ。）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行の営業の免許 （二）　銀行法第五十二条の二第一項又は第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可 （三）　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条の三第一項又は第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可 （四）　銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可 イ　銀行の外国における支店の設置の認可 ロ　銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）	免許件数 認可件数 認可件数 支店の数 営業所の数	一件につき十五万円 一件につき十五万円 一件につき十五万円 一箇所につき十五万円 一箇所につき九万円

ハ　銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
（五）　銀行法第四十七条の三（従たる外国銀行支店の設置等）の規定による次に掲げる認可		
イ　銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき十五万円
ロ　銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円
（六）　信用金庫の事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（七）　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可	認可件数	一件につき十五万円
（八）　信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	事務所の数	一箇所につき九万円
（九）　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定による転換（当該転換後の法人が労働金庫又は信用協同組合であるものを除く。）の認可	転換の件数	一件につき十五万円
（十）　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二（金融機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
（十一）　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の規定による営業の認可	認可件数	一件につき十五万円
（十二）　銀行法第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書（銀行持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円

（十三）　長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書（長期信用銀行持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円
三十六　金融機関の代理業の許可		
（一）　銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（二）　長期信用銀行法第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（三）　信用金庫法第八十五条の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（四）　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（五）　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
三十六の二　電子決済等取扱業者等の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定		
（一）　銀行法第五十二条の六十の三（登録）の電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　信用金庫法第八十五条の三第一項（登録）の信用金庫電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（三）　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）の信用協同組合電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（四）　銀行法第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定電子決	認定件数	一件につき十五万円

済等取扱事業者協会の認定		
（五）　信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（六）　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
三十六の三　電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行事業者協会等の認定		
（一）　銀行法第五十二条の六十一の二（登録）の電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　信用金庫法第八十五条の四第一項（登録）の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（三）　労働金庫法第八十九条の五第一項（登録）の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（四）　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の信用協同組合電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（五）　銀行法第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行事業者協会の認定）の認定電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（六）　信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（七）　労働金庫法第八十九条の十（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（八）　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

三十七　保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可 （注）保険業法第二百七十六条（登録）の特定保険募集人の登録を受けている者（当該登録に係る同法第二条第二十四項（定義）に規定する所属保険会社等からの委託又は同法第二百七十五条第三項（保険募集の制限）に規定する保険募集再委託者からの再委託を受けていない者に限る。）が、当該所属保険会社等からの委託又は当該保険募集再委託者からの再委託を受けたことに伴い同法第二百八十条第一項第一号（変更等の届出等）の規定による届出をした場合における同条第二項の規定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募集人の登録とみなす。		
（一）　保険業法第三条第一項（免許）、第百八十五条第一項（免許）又は第二百十九条第一項（免許）の規定による保険業の新規免許	免許件数	一件につき十五万円
（二）　保険業法第二百七十二条第一項（登録）の少額短期保険業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（三）　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項（特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例）の特定保険業の認可（国の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき十五万円
（四）　保険業法第二百八十六条（登録）の保険仲立人の登録	登録件数	一件につき九万円
（五）　保険業法第二百七十六条の特定保険募集人の登録（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等からの委託又は同法第二百七十五条第三項に規定する保険募集再委託者からの再委託（一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託又は再委託で財務省令で定めるものを除く。）を受けた者に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
（六）　保険業法第九十九条第七項（業務の範囲等）の保険金信託業務の認可	認可件数	一件につき十五万円

（七）　保険業法第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書（保険持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円
三十八　信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は自己信託に係る事務に関する事業を行う者、特定大学技術移転事業承認事業者若しくは信託契約代理店の登録		
（一）　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の規定による信託業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（二）　信託業法第七条第一項（登録）の管理型信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（三）　信託業法第五十四条第一項（登録）の管理型外国信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（四）　信託業法第五十条の二第一項（信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託についての特例）の自己信託に係る事務に関する事業の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（五）　信託業法第五十二条第一項（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（六）　信託業法第六十七条第一項（登録）の信託契約代理店の登録	登録件数	一件につき九万円
三十九　担保付社債に関する信託事業の免許		
担保付社債信託法第三条（免許）の担保付社債に関する信託事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
四十　金融商品市場の開設の免許、国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可、金融商品取引所持株会社に係る認可、認定金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可		

（一）　金融商品取引法第八十条第一項（免許）の金融商品市場の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
（二）　金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書（国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）に共通する業務に係るものを除く。）	認可件数	一件につき十五万円
（三）　金融商品取引法第百一条の十七第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円
（四）　金融商品取引法第六十七条の十二（規則の認可）の店頭売買有価証券市場の開設の認可	認可件数	一件につき十五万円
（五）　金融商品取引法第百五十五条第一項（認可）の外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十五万円
（六）　金融商品取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円
（七）　金融商品取引法第七十八条第一項（認定金融商品取引業協会の認定）の認定金融商品取引業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（八）　金融商品取引法第七十九条の七第一項（認定投資者保護団体の目的及び業務）の認定投資者保護団体の認定	認定件数	一件につき九万円
（九）　金融商品取引法第百二条の十四（自主規制法人による自主規制業務）の自主規制業務の認可	認可件数	一件につき十五万円
四十一　金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務の許可、金融商品仲介業者、信用格付業者若しくは投資運用関係業務受託業者の登録、金融商品取引清算機関若しくは外国金融		

商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許又は金融商品取引清算機関の連携金融商品債務引受業務の認可		
（一）　金融商品取引法第二十九条（登録）の金融商品取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録等）の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るもの、同項第六号の電子募集業務若しくは電子募集取扱業務を行うために受けるもの（同法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるものを除く。）又は同法第二十九条の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
（三）　金融商品取引法第三十条第一項（認可）の業務の認可	認可件数	一件につき十五万円
（四）　金融商品取引法第五十九条第一項（引受業務の一部の許可）の引受業務の許可	許可件数	一件につき九万円
（五）　金融商品取引法第六十条第一項（取引所取引業務の許可）の取引所取引業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（六）　金融商品取引法第六十条の十四第一項（電子店頭デリバティブ取引等業務の許可）の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	許可件数	一件につき十五万円
（七）　金融商品取引法第六十六条（登録）の金融商品仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（八）　金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の信用格付業者の登録	登録件数	一件につき九万円

（九）　金融商品取引法第六十六条の七十一（登録）の投資運用関係業務受託業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（十）　金融商品取引法第六十六条の七十五第四項（変更登録等）の変更登録（同法第六十六条の七十二第一項第六号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
（十一）　金融商品取引法第百五十六条の二（免許）の金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（十二）　金融商品取引法第百五十六条の二十の二（免許）の外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（十三）　金融商品取引法第百五十六条の二十の十六第一項（他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可）の連携金融商品債務引受業務の認可	認可件数	一件につき十五万円
四十二及び四十三　削除		
四十四　証券金融会社の免許		
金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）の証券金融会社の免許	免許件数	一件につき十五万円
四十五　特定金融会社等の登録		
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第三条（登録）の特定金融会社等の登録	登録件数	一件につき十五万円
四十六　貸金業者の登録又は貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録		
（一）　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項（登録）の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円

（二）　貸金業法第二十四条の二十五第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十七　無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の認可		
（一）　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第二条第一項（免許）の無尽業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（二）　無尽業法第七条第三号（認可）の無尽会社の出張所又は代理店の設置の認可	出張所又は代理店の数	一箇所につき九万円
四十八　金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定		
（一）　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十二条（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三条第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四十条（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
四十九　第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定		
（一）　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七条（第三者型発行者の登録）の第三者型前払式支払手段の発行者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　資金決済に関する法律第三十七条（資金移動業者の登録）の資金移動業者の登録	登録件数	一件につき十五万円

（三）　資金決済に関する法律第四十一条第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数	一件につき十五万円
（四）　資金決済に関する法律第六十二条の三（電子決済手段等取引業者の登録）の電子決済手段等取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（五）　資金決済に関する法律第六十二条の七第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数	一件につき十五万円
（六）　資金決済に関する法律第六十三条の二（暗号資産交換業者の登録）の暗号資産交換業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（七）　資金決済に関する法律第六十三条の二十三（為替取引分析業者の許可）の為替取引分析業者の許可	許可件数	一件につき十五万円
（八）　資金決済に関する法律第六十三条の三十三第一項（業務の種別の変更の許可等）の変更の許可	許可件数	一件につき十五万円
（九）　資金決済に関する法律第六十四条第一項（資金清算機関の免許等）の資金清算業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（十）　資金決済に関する法律第八十七条（認定資金決済事業者協会の認定）の認定資金決済事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
五十　有限責任監査法人若しくは登録上場会社等監査人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定		
（一）　公認会計士法第三十四条の二十四（有限責任監査法人の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　公認会計士法第三十四条の三十四の二（登録上場会社等監査人の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
（三）　公認会計士法第十六条第一項（実務補習）の実務補習団体等の認定	認定件数	一件につき十五万円

五十の二　消費生活相談員に係る登録試験機関の登録		
消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
五十の三　被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定		
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第七十一条第一項（特定適格消費者団体の認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき一万五千円
五十一　電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録 （注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。		
（一）　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更登録（同法第十条第一項第三号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
（二）　電気通信事業法第百十六条の二第一項（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定）の認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（三）　電気通信事業法第八十五条の二第一項（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（四）　電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十二　特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録		
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十四条第一項（登録送信適正化機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十三　電子署名に係る認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定		
（一）　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項（認定）の認定認証事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（二）　電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項（認定）の認定外国認証事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
五十三の二　認定電子委任状取扱事業者の認定		
電子委任状の普及の促進に関する法律第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の認定電子委任状取扱事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
五十四　無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る検査等事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録		
（一）　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第四条の二第二項（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数	一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）
（二）　電波法第二十七条の二十一第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める	無線局の数	一局につき三万円

登録を除く。）		
（三）　電波法第二十四条の二第一項（検査等事業者の登録）の無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（四）　電波法第二十四条の十二第一項（外国点検事業者の登録）の外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（五）　電波法第三十八条の二の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　電波法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十五　認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は認定放送持株会社の認定		
（一）　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項（認定）の認定基幹放送事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（二）　放送法第百二十六条第一項（一般放送の業務の登録）の登録一般放送事業者の登録又は同法第百三十条第一項（変更登録）の変更登録（同法第百二十六条第二項第二号の一般放送の種類の増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの（これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　放送法第百五十九条第一項（認定）の認定放送持株会社の認定	認定件数	一件につき十五万円
五十六から五十八まで　削除		
五十九　一般信書便事業又は特定信書便事業の許可		

（一）　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第六条（事業の許可）の一般信書便事業の許可	許可件数	一件につき九万円
（二）　民間事業者による信書の送達に関する法律第二十九条（事業の許可）の特定信書便事業の許可	許可件数	一件につき三万円
六十　消防の設備等に係る登録検定機関の登録		
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二第一項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
六十一　債権管理回収業の許可		
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可	許可件数	一件につき十五万円
六十二　会社の電子公告に係る調査機関の登録		
会社法第九百四十一条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
六十三　外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十三条第一項（監理団体の許可）の監理団体の許可（更新の許可を除く。）又は同法第三十二条第一項（変更の許可等）の規定による変更の許可（同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円
六十四　通関業の許可		

通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の通関業の許可	許可件数	一件につき九万円
六十五　酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許 （注）酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十一条第二項（製造免許等の条件）の規定による酒類の販売業の免許に付された（三）イに規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。		
（一）　酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）	免許件数	一件につき十五万円
（二）　酒税法第八条（酒母等の製造免許）の規定による酒母又はもろみの製造免許		
イ　酒母の製造免許	免許件数	一件につき九万円
ロ　もろみの製造免許	免許件数	一件につき十二万円
（三）　酒税法第九条第一項（酒類の販売業免許）の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。）		
イ　酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全品目の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの	免許件数	一件につき三万円
ロ　酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（イ又はハに該当する販売業の免許を除く。）	免許件数	一件につき九万円
ハ　イに掲げる免許に付された小売に限る旨の条件の解除	販売場の数	一箇所につき六万円
六十六　製造たばこの販売に係る登録又は許可		
（一）　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第一項（製造たばこの特定販売業の登録）の規定による製造たばこの特定販売業の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　たばこ事業法第二十条（製造たばこの卸売販売業の登録）の規定による製造たばこの卸売販売業の登録	登録件数	一件につき九万円
（三）　たばこ事業法第二十二条第一項（製造たばこの小売販売業の許可）の規定による製造たばこの小売販売業の許可（同法第二十四条第一項（許可の条件等）の規定による期限が付された許可を除く。）	許可件数	一件につき一万五千円
（四）　たばこ事業法第二十六条第一項（出張販売）の規定による製造たばこの小売販売の許可（同条第二項において準用する同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。）	許可件数	一件につき三千円
六十七　塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者の登録		
（一）　塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項（塩製造業の登録）の塩製造業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　塩事業法第十六条第一項（塩特定販売業の登録）の塩特定販売業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（三）　塩事業法第十九条第一項（塩卸売業の登録）の塩卸売業者の登録	登録件数	一件につき九万円
六十八　著作権等管理事業者の登録		
著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第三条（登録）の規定による著作権等管理事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
六十九　放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関若しくは登録濃度確認機関の登録又は放射線取扱主任者等に係る登録試		

験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関若しくは登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録		
（一）　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（四）　放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録運搬方法確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）　放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　放射性同位元素等の規制に関する法律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（七）　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条の三第一項（登録濃度確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（九）　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（十）　放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条の二第一項（登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録）（同法第三十八条の三（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録）において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
六十九の二　特定先端大型研究施設に係る登録施設利用促進機関の登録		
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八条第一項（登録施設利用促進機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
六十九の三　児童生徒等の災害に係る共済事業の認可		
ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）第三条（認可）の文部科学大臣がする共済事業の認可	認可件数	一件につき十五万円
七十　水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録		
（一）　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項（事業の認可及び経営主体）の水道事業の認可（政令で定めるものに限る。）又は同法第十条第一項（事業の変更）の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可（これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき九万円
（二）　水道法第二十六条（事業の認可）の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項（事業の変更）の規定による給水対象の増加に係る変更の認可（政令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき九万円
（三）　水道法第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（四）　水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
七十一　食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録		
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
七十二　削除		
七十三　販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録		
健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
七十四　業として行う採血の許可		
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十三条第一項（業として行う採血の許可）の規定による業として行う採血の許可	許可件数	一件につき十五万円
七十五　業として行う臓器のあつせんの許可		
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項（業として行う臓器のあつせんの許可）の規定による業として行う臓器のあつせんの許可	許可件数	一件につき九万円
七十六　精神保健指定医に係る登録研修機関の登録		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

七十七　医薬品等の製造販売業、製造業若しくは修理業に係る許可、認定若しくは登録又は指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録		
（一）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十二条第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項（動物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医薬品製造販売業許可、第二種医薬品製造販売業許可、医薬部外品製造販売業許可又は化粧品製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円
（二）　医薬品医療機器等法第十三条第一項（製造業の許可）の医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可又は同条第八項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（三）　医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項（保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（四）　医薬品医療機器等法第十三条の三第一項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第十三条第八項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（五）　医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所に係る登録）の医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（六）　医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の第一種医療機器製造販売業許可、第二種医療機器製造販売業許可、第三種医療機器製造販売業許可又は体外診断用医薬品製造販売業許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円
（七）　医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項（製造業の登録）の医療機器又は体外診断用医薬品の製造の事業の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項（医療機器等外国製造業者の登録）の医療機器等外国製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（九）　医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の再生医療等製品の製造販売の事業の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円
（十）　医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第八項の規定による製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（十一）　医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項（再生医療等製品外国製造業者の認定）の再生医療等製品外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第八項の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

（十二）　医薬品医療機器等法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の許可）の医療機器の修理業の許可又は同条第七項の規定による事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（十三）　医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第八項（医薬品医療機器等法第十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の二の二第一項、第十三条の三第一項、第十三条の三の二第一項、第二十三条の二の三第一項、第二十三条の二の四第一項、第二十三条の二十二第一項若しくは第八項（医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十四第一項又は第四十条の二第一項若しくは第七項の規定による許可、認定又は登録（政令で定めるものに限り、更新の許可、認定又は登録を除く。）	許可件数、認定件数又は登録件数	一件につき九万円
（十四）　医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
七十七の二　特定細胞加工物等の製造の許可又は外国における特定細胞加工物等の製造の認定		
（一）　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第三十五条第一項（特定細胞加工物等の製造の許可）の特定細胞加工物等の製造の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（二）　再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項（外国における特定細胞加工物等の製造の認定）の外国における特定細胞加工物等の製造の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

七十八　介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の十一第一項（登録試験問題作成機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
七十九　確定拠出年金運営管理業の登録		
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第一項（登録）の確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき九万円
八十　在宅就業支援団体の登録		
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項（在宅就業支援団体の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
八十一　有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可 （注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。		
（一）　職業安定法第三十条第一項の有料の職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（二）　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項（労働者派遣事業の許可）の労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（三）　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十二条第一項（港湾労働者派遣事業の許可）の港湾労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円

（四）　港湾労働法第十八条第一項（派遣事業対象業務の種類の変更等）の変更の許可（同法第十二条第二項第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円
（五）　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第十八条第一項（建設業務有料職業紹介事業の許可）の建設業務有料職業紹介事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（六）　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十一条第一項（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）の建設業務労働者就業機会確保事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
八十一の二　キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録		
職業能力開発促進法第三十条の五第一項（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
八十二　建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録		
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十三　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定による登録		
（一）　労働安全衛生法第五十四条の三第一項（検査業者）の検査業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　労働安全衛生法第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第三項（登録教習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　労働安全衛生法第三十七条第三項（登録設計審査等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（四）　労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）　労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　労働安全衛生法第四十四条の二第一項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十四　作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に係る登録講習機関の登録		
（一）　作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録（同法第二条第五号（定義）に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　作業環境測定法第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十四の二　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業の認可		
中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）第三条（認可）の厚生労働大臣がする共済事業の認可	認可件数	一件につき十五万円
八十五　中央卸売市場の認定		
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項（中央卸売市場の認定）の中央卸売市場の認定	認定件数	一件につき一万五千円
八十五の二　輸出植物等の検査に係る登録検査機関の登録		
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二条第四項（登録検査機関の登録）の登録（更新	登録件数	一件につき九万円

の登録を除く。）又は同法第十条の六第一項（変更登録）の変更登録（同法第十条の四第二項第三号（登録の基準）の検査の区分の増加に係る変更登録に限る。）		
八十六　農産物検査に係る登録検査機関の登録		
（一）　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（二）　農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
（三）　農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき三万円
八十七　日本農林規格による格付の表示等に係る登録認証機関若しくは登録外国認証機関の登録又は日本農林規格による試験等に係る登録試験業者若しくは登録外国試験業者の登録		
（一）　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第三項（登録認証機関又は登録外国認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　日本農林規格等に関する法律第四十二条（登録試験業者の登録）の登録試験業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　日本農林規格等に関する法律第五十三条（登録外国試験業者の登録）の登録外国試験業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

八十七の二　登録生産者団体の登録又は変更の登録		
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第六条（特定農林水産物等の登録）の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項（生産者団体を追加する変更の登録）の変更の登録	登録件数	一件につき九万円
八十七の三　輸出証明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録		
（一）　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第四項（登録発行機関の登録）の登録発行機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第二条第四項の登録認定機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
八十八　普通肥料の生産又は輸入に係る登録		
（一）　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項（登録を受ける義務）の規定により農林水産大臣がする普通肥料の生産の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
（二）　肥料の品質の確保等に関する法律第四条第四項の規定による普通肥料の輸入の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
（三）　肥料の品質の確保等に関する法律第五条（仮登録を受ける義務）の規定による普通肥料の生産又は輸入の仮登録（更新の仮登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
（四）　肥料の品質の確保等に関する法律第三十三条の二第一項（外国生産肥料の登録及び仮登録）の登録又は仮登録（更新の登録又は仮登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円

八十九　特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録		
（一）　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項（特定飼料等製造業者の登録）の特定飼料等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十一条第一項（外国特定飼料等製造業者の登録等）の外国特定飼料等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十　食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録		
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第一項（登録）の規定による登録再生利用事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十一　農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録		
（一）　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項（農林漁業体験民宿業者の登録）の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（二）　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十一の二　木材関連事業者の登録又は木材関連事業者に係る登録実施機関の登録		
（一）　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第十	登録件数	一件につき一万五千円

五条（木材関連事業者の登録）の木材関連事業者の登録（更新の登録を除く。）		
（二）　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第十五条の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
九十二　馬主の登録		
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十三条第一項（馬主の登録）の馬主の登録	登録件数	一件につき九万円
九十三　農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可		
（一）　農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
（二）　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第一項（許可）の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（三）　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
（四）　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
九十三の二　農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会等の認定		
（一）　農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項（登録）の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　農業協同組合法第九十二条の五の二第一項（登録）の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円

（三）　水産業協同組合法第百十条第一項（登録）の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（四）　農林中央金庫法第九十五条の五の七（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（五）　農業協同組合法第九十二条の五の六（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定）の認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（六）　水産業協同組合法第百十四条（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定）の認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
九十四　会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可		
（一）　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条（設立の許可）の会員商品取引所の設立の許可又は同法第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可	許可件数	一件につき十五万円
（二）　商品先物取引法第三条第一項ただし書（国際協力排出削減量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引受業等に係るものを除く。）	認可件数	一件につき十五万円
（三）　商品先物取引法第百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円
（四）　商品先物取引法第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円
（五）　商品先物取引法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の	許可件数	一件につき十五万円

第一種特定商品市場類似施設の開設の許可		
（六）　商品先物取引法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十五万円
（七）　商品先物取引法第三百三十五条第一項（変更の許可等）（同法第三百四十五条（準用）において準用する場合を含む。）の規定による変更の許可（同法第三百三十二条第二項第三号又は第三百四十二条第二項第三号の取引の対象となる商品又は商品指数の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき三万円
九十五　商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業者の登録、商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の設立の認可		
（一）　商品先物取引法第百九十条第一項（商品先物取引業の許可）の商品先物取引業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円
（二）　商品先物取引法第二百四十条の二第一項（登録）の商品先物取引仲介業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　商品先物取引法第百六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（四）　商品先物取引法第二百七十九条第一項（認可の申請）の委託者保護基金の設立の認可	認可件数	一件につき十五万円
九十六　商品投資顧問業の許可又は業務の種類の変更の認可		
（一）　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三条（商品投資顧問業者の許可）の商品投資顧問業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円
（二）　商品投資に係る事業の規制に関する法律第九条（変更の認可）の規定による変更の認可	認可件数	一件につき三万円

（同法第五条第一項第六号（許可の申請）の業務の種類の増加に係るものに限る。）		
九十六の二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定		
（一）　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三（登録）の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
九十七　石油パイプライン事業の許可又は事業用施設の変更の許可		
石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第一項（石油パイプライン事業の許可）の石油パイプライン事業の許可又は同法第八条第一項（事業用施設の変更）の導管に係る変更の許可（導管の延長の増加に係る許可で政令で定めるものに限る。）	許可件数	一件につき九万円
九十八　石油輸入業者の登録		
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十六条（登録）の石油輸入業者の登録	登録件数	一件につき三万円
九十九　揮発油販売業者、揮発油特定加工業者若しくは軽油特定加工業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録		
（一）　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（揮発油販売業者の登録）の揮発油販売業者の登録	登録件数	一件につき三万円
（二）　揮発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二（揮発油特定加工業者の登録）の揮発油特定加工業者の登録	登録件数	一件につき九万円

（三）　揮発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九（軽油特定加工業者の登録）の軽油特定加工業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（四）　揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項（揮発油販売業者に係る分析機関の登録）、第十七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第一項（軽油生産業者に係る分析機関の登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）、第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四の二第二項（揮発油特定加工業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百　液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録		
（一）　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	登録件数	一件につき三万円
（二）　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項（認定）の経済産業大臣がする保安機関の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（三）　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項（一般消費者等の数の増加の認可等）の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	認可件数	一件につき一万五千円
（四）　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（四）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
百一　ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録		
（一）　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）の指定旧供給区域等の変更の許可（同法第五条（ガス事業法の一部改正）の規定による改正前のガス事業法（（三）において「旧ガス事業法」という。）第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）	許可件数	一件につき九万円
（三）　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円
（四）　ガス事業法第三十四条の二（認定）の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

（五）　ガス事業法第三十五条（事業の許可）の一般ガス導管事業の許可又は同法第四十条第一項（供給区域の変更）の供給区域の増加に係る変更の許可（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）	許可件数	一件につき九万円
（六）　ガス事業法第七十一条の二（認定）の認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（七）　ガス事業法第八十四条の二（認定）の認定高度保安実施特定ガス導管事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（八）　ガス事業法第百四条の二（認定）の認定高度保安実施ガス製造事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（九）　ガス事業法第三十三条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）、第六十九条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）（同法第八十四条第一項（ガス工作物に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（十）　ガス事業法第百四十六条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（十）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
百二　高圧ガスの製造等に係る認定完成検査実施者、認定保安検査実施者若しくは認定高度保安実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録		

（一）　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号（完成検査）の認定完成検査実施者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（二）　高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号（保安検査）の認定保安検査実施者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（三）　高圧ガス保安法第三十九条の十三（認定）の認定高度保安実施者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（四）　高圧ガス保安法第四十九条第一項（容器再検査）の容器検査所の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）　高圧ガス保安法第四十九条の五第一項（容器等製造業者の登録）の規定による登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　高圧ガス保安法第四十九条の三十一第一項（外国容器等製造業者の登録）の規定による外国登録容器等製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（七）　高圧ガス保安法第五十六条の六の二第一項（特定設備製造業者の登録）の規定による登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第一項（外国特定設備製造業者の登録）の規定による外国登録特定設備製造業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三　熱供給事業の登録		
熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条（事業の登録）の熱供給事業の登録	登録件数	一件につき九万円

百四　小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定高度保安実施設置者の認定、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録		
（一）　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の二（事業の登録）の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十七条第一項（指定旧供給区域の変更等）の変更の許可（同法附則第十六条第一項（みなし小売電気事業者の供給義務等）に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの（当該指定旧供給区域の属する市町村内における指定旧供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき九万円
（三）　電気事業法第三条（事業の許可）の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第六条第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき十五万円
（四）　電気事業法第二十四条第一項（供給区域外に設置する電線路による供給）の供給区域外の供給の許可	許可件数	一件につき一万五千円
（五）　電気事業法第二十七条の四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項（振替供給の相手方の変更）の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第五号（許可証）に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき十五万円
（六）　電気事業法第二十七条の十二の二（事業の許可）の配電事業の許可又は同法第二十七条の十二の七第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第二十七条の十二の五第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき十五万円
（七）　電気事業法第二十七条の十二の十三（準用）において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可	許可件数	一件につき一万五千円
（八）　電気事業法第二十七条の十五（小売供給の登録）の特定送配電事業者による小売供給の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（九）　電気事業法第二十七条の三十三第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	許可件数	一件につき一万五千円
（十）　電気事業法第五十五条の三（認定）の認定高度保安実施設置者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
（十一）　電気事業法第三十七条の四（認定電気使用者情報利用者等協会の認定）の認定電気使用者情報利用者等協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
（十二）　電気事業法第四十八条の二第一項（登録適合性確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（十三）　電気事業法第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（十四）　電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五　登録電気工事業者の登録		
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三条第一項（登録）の経済産業大臣がする登録電気工事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百六　特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査機関の登録		
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百七　工業用水道事業の許可又は給水区域の変更の許可		
工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項（事業の届出及び許可）の工業用水道事業の許可又は同法第六条第二項（給水能力等の変更）の規定による変更の許可（同法第四条第一項第二号（事業の届出及び許可）の給水区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数	一件につき九万円
百八　深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可		
深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第四条第一項（深海底鉱業の許可）の深海底鉱業の許可又は同法第十四条第一項（深海底鉱区等の変更）の規定による変更の許可（同法第十三条第二項第六号（許可証）の深海底鉱区の面積の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円
百九　アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は工業用使用の許可		

（一）　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの製造の事業の許可又は同法第十六条第一項（輸入の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（二）　アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可	許可件数	一件につき九万円
（三）　アルコール事業法第二十六条第一項（使用の許可）の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条（準用）において準用する同法第八条第一項（変更の許可等）の変更の許可（同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円
百十　航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可		
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項（事業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき九万円
百十一　特定電気用品に係る検査機関の登録		
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）
百十二　特別特定製品に係る検査機関の登録		
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者

（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）		については、一万五千円）
百十三　日本産業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験等に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録		
（一）　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第三十一条第一項（登録認証機関の登録）、第三十二条第一項から第三項まで（登録認証機関の登録）、第三十三条第一項（登録認証機関の登録）又は第三十七条第一項から第六項まで（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
（二）　産業標準化法第五十七条第一項（試験事業者の試験所の登録）の国内にある試験所における製品試験等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
（三）　産業標準化法第六十六条第一項（外国試験事業者の試験所の登録）の外国にある試験所における製品試験等に係る試験事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（三）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
百十四　計量器の校正等に係る事業者の登録又は認定特定計量証明事業者の認定		
（一）　計量法第百四十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
（二）　計量法第百二十一条の二（認定）の認定特定計量証明事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
百十五　回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録		
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項（登録機	登録件数	一件につき九万円

関の登録）の登録（更新の登録を除く。）		
百十六　工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録		
（一）　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百十七　特定輸出機器に係る国外適合性評価事業の認定		
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三条第一項（認定）の国外適合性評価事業の認定（更新の認定を除く。以下この号において単に「認定」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に認定を受けている者については、一万五千円）
百十七の二　第二種特定原産地証明書の作成に係る認定輸出者の認定		
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第七条の二第一項（認定）の認定輸出者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
百十八　前払式割賦販売業の許可、包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者の登録、前払式特定取引業の許可、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は認定割賦販売協会の認定		
（一）　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第十一条（前払式割賦販売業の許可）の規定による前払式割賦販売の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円

（二）　割賦販売法第三十一条（包括信用購入あつせん業者の登録）の登録包括信用購入あつせん業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（三）　割賦販売法第三十五条の二の三第一項（登録）の登録少額包括信用購入あつせん業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（四）　割賦販売法第三十五条の三の二十三（個別信用購入あつせん業者の登録）の登録個別信用購入あつせん業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（五）　割賦販売法第三十五条の三の六十一（前払式特定取引業の許可）の規定による前払式特定取引の事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（六）　割賦販売法第三十五条の十七の二（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録）のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
（七）　割賦販売法第三十五条の十八第一項（認定割賦販売協会の認定及び業務）の認定割賦販売協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
百十九　第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の許可		
（一）　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第五十条第一項（第一種フロン類再生業者の許可）の第一種フロン類再生業者の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（二）　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項（フロン類破壊業者の許可）のフロン類破壊業者の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
百十九の二　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定		

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十八条第一項（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定）の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき一万五千円
百十九の三　排出目標量及び排出実績量に係る登録確認機関の登録		
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十三条第二項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百二十　鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可 （注）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第九条第一項（鉄道事業法の特例）、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「物資流通効率化法」という。）第十五条第一項（鉄道事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条第一項（鉄道事業法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項（鉄道事業法の特例）、第二十七条の十六（鉄道事業法の特例）（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第一項（鉄道事業法等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十四条（鉄道事業法の特例）の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項（速達性向上計画）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による速達性向上計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第二項（鉄道事業再構築実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増		

進実施計画の認定は当該許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十条第一項（軌道法の特例）、物資流通効率化法第十六条第一項（軌道法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）、第二十七条の九（軌道法の特例）、第二十七条の十七（軌道法の特例）若しくは第三十三条第一項（軌道法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便増進実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許とみなす。		
（一）　鉄道事業法第三条第一項（許可）の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円（（一）に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
（二）　鉄道事業法第三十二条（許可）の索道事業の許可	許可件数	一件につき三万円
（三）　軌道法第三条（事業の特許）（同法第三十一条（軌道に準ずるもの）において準用する場合を含む。）の軌道事業の特許（当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。）	特許件数	一件につき十五万円（（三）に掲げる特許が無軌条の路線に係るものについては、九万円）

（四）　鉄道事業法第六十二条第一項（軌道からの変更）の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可（（一）に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき十五万円（（四）に掲げる許可が無軌条の路線に係るものについては、九万円）
百二十一　自動車道事業の免許		
道路運送法第四十七条第一項（免許）の自動車道事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
百二十二　高速道路の新設又は改築の許可		
道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項（高速道路の新設又は改築）の規定による高速道路の新設又は改築の許可	許可件数	一件につき十五万円
百二十三　自動車ターミナル事業の許可 （注）物資流通効率化法第十七条第一項（自動車ターミナル法の特例）の規定により自動車ターミナル事業の許可を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。		
自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条（事業の許可）の自動車ターミナル事業の許可	許可件数	一件につき九万円
百二十四　優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録		
（一）　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十四条第一項（優良自動車整備事業者の認定）の優良自動車整備事業者の認定 イ　道路運送車両法第四十八条第一項（定期点検整備）の点検に付随して行われる自動車又はその部分の整備又は改造の事業（ロにおいて「点検付随整備事業」という。）の全部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの	認定件数	一件につき九万円

ロ　点検付随整備事業の一部の実施に係る認定で財務省令で定めるもの	認定件数	一件につき六万円
ハ　イ及びロに掲げる認定以外の認定	認定件数	一件につき三万円
（二）　道路運送車両法第七条第四項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　道路運送車両法第二十二条第三項（登録情報提供機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

百二十五　道路運送事業の許可若しくは事業計画の変更の認可又は登録貨物軽自動車安全管理者講習機関若しくは登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録

（注）地域再生法第十七条の五十二（一般旅客自動車運送事業の許可等の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）、第二十七条の四第一項（道路運送法の特例）、第二十七条の十（道路運送法の特例）、第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十一第三項（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三十条第八項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、地域再生法第十七条の五十二又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十一第三項の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、地域再生法第十七条の五十八（貨物自動車運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十二条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十一（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十五第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

（一）　道路運送法第四条第一項（一般旅客自動車運送事業の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可		

イ　一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
ロ　一般乗用旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円（個人の受ける一般乗用旅客自動車運送事業の許可で政令で定めるものについては、一万五千円）
（二）　道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可		
イ　（一）イに掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき一万五千円
ロ　（一）ロに掲げる許可（政令で定めるものを除く。ハにおいて同じ。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき五千円
ハ　（一）ロに掲げる許可を受けている者が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項（定義）に規定する準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの	認可件数	一件につき五千円
（三）　道路運送法第四十三条第一項（特定旅客自動車運送事業）の特定旅客自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
（四）　貨物自動車運送事業法第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
（五）　貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可	許可件数	一件につき六万円
（六）　貨物自動車運送事業法第五十八条の二（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録）の登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（七）　貨物自動車運送事業法第五十八条の十六第一項（登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録）の登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

百二十五の二　タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録		
タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項（登録実施機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百二十五の三　自家用有償旅客運送者の登録 （注）　地域再生法第十七条の五十三（自家用有償旅客運送の登録等の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第十七条の三十六第二十九項（地域住宅団地再生事業計画の作成）（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による地域住宅団地再生事業計画の公表又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第二十九条の七第一項（道路運送法の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表は、自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録とみなす。		

（一）　道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
（二）　道路運送法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき三千円
百二十六　自家用自動車の有償貸渡しの許可		
道路運送法第八十条第一項（有償貸渡し）の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき九万円
百二十七　運河開設の免許		
運河法（大正二年法律第十六号）第一条（免許）の規定による運河の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
百二十七の二　港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録		
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第三項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百二十八　船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可 （注）造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十三条（施設等の新設等の許可の特例）の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、これらの許可とみなす。		
（一）　造船法第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき十五万円

（二）　造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可（当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）	許可件数	一件につき三万円
百二十九　小型船造船業者の登録		
小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第四条（登録）の規定による小型船造船業者の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十　船舶等に係る製造工事若しくは改造修理工事、整備若しくは遠隔支援業務に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録 （注）海上運送法第三十九条の二十二（船舶安全法の特例）又は造船法第十四条（船舶安全法の特例）の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十第四項（特定船舶導入計画）の規定による特定船舶導入計画の認定若しくは同条第五項の規定による特定船舶導入計画の変更の認定又は造船法第十一条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定若しくは同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、当該事業場の認定とみなす。		
（一）　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二（事業場の認定）の製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
（二）　船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の整備に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
（三）　船舶安全法第六条ノ四第一項（事業場の認定）の遠隔支援業務に係る事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（三）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）

（四）　船舶安全法第六条ノ五第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）　船舶安全法第六条ノ六（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（七）　船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十一　海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業の許可又は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録		
（一）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ二（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
（二）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ三（事業場の認定）の認定（財務省令で定めるものを除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる認定を受けている者については、一万五千円）
（三）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項（事業の許可及び届出）の廃油処理事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（四）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（五）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（七）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（九）　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十二　船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録		
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十二の二　特定船舶の再資源化解体の許可又は有害物質一覧表の確認等に係る船級協会の登録		
（一）　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第十条第一項（再資源化解体の許可）の特定船舶の再資源化解体の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（二）　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（三）　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十三　船舶運航事業の許可若しくは登録又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録 （注）物資流通効率化法第十四条第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条（海上運送法の特例）、第二十七条の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七条の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録又は一般不定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定はこれらの登録とみなす。		
（一）　海上運送法第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（二）　海上運送法第十九条の六第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（（一）の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円

（三）　海上運送法第十九条の七第一項（対外旅客定期航路事業の登録）の対外旅客定期航路事業の登録	登録件数	一件につき九万円
（四）　海上運送法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（五）　海上運送法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
（六）　海上運送法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録	登録件数	一件につき一万五千円
（七）　海上運送法第三十二条の二十六（登録安全統括管理者講習機関の登録）の登録安全統括管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　海上運送法第三十二条の四十第一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録運航管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十四　港湾運送事業の許可		
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第四条（許可）の規定による港湾運送事業の許可		
（一）　一般港湾運送事業の許可	許可件数	一件につき九万円
（二）　港湾荷役事業の許可	許可件数	一件につき六万円
（三）　はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円
（四）　検数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可	許可件数	一件につき三万円
百三十五　内航海運業の登録		

内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項（登録）の内航海運業の登録	登録件数	一件につき九万円
百三十六　船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録（第三十二号に掲げるものを除く。）		
（一）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（四）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（六）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（七）　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十五（登録特定操縦免許講習機関の登録）の登録特定操縦免許講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（八）　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三条	登録件数	一件につき九万円

（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）		
百三十六の二　水先人に係る登録水先人養成施設又は水先免許更新講習の登録		
（一）　水先法第五条第一項第二号（登録水先人養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　水先法第十条第三項（水先免許更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十七　船員派遣事業の許可 （注）海上運送法第三十六条（船員職業安定法の特例）の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項（日本船舶・船員確保計画）（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。		
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項（船員派遣事業の許可）の船員派遣事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき九万円
百三十七の二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による登録		
（一）　船員法第八十三条の二（登録生存講習機関の登録）の登録生存講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録消火講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　船員法第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十八　航空法の規定による許可、認定又は登録（第三十二号及び次号に掲げるものを除く。）		
（一）　航空法第三十八条第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可		

イ　空港等の設置の許可	許可件数	一件につき十五万円
ロ　航空保安施設の設置の許可	許可件数	一件につき九万円
（二）　航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）	認定件数	一件につき九万円
（三）　航空法第百条第一項（許可）の航空運送事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（四）　航空法第百二十三条第一項（航空機使用事業の許可）の航空機使用事業の許可	許可件数	一件につき九万円
（五）　航空法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（六）　航空法第九十九条の二（登録訓練機関の登録）の登録訓練機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十八の二　無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関若しくは登録更新講習機関の登録		
（一）　航空法第百三十二条の二十四（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　航空法第百三十二条の六十九（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　航空法第百三十二条の八十二（登録更新講習機関の登録）の登録更新講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百三十九　貨物利用運送事業の登録若しくは許可又は事業計画の変更の認可 （注）中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の特例）、地域再生法第十七条の五十六第一項（貨物利用運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十二第一項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第一種貨物利用運送事業の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地の活性化に関する法律第四十八条第一項（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）の規定による特定民間中心市街地活性化事業計画の認定若しくは同法第四十九条第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等）の規定による認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定、地域再生法第十七条の五十五第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、地域再生法第十七条の五十七第一項（貨物利用運送事業法の特例）、物資流通効率化法第十一条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十三第一項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十五第三項の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可とみなす。		

（一）　貨物利用運送事業法第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　貨物利用運送事業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号（登録の申請）の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの（財務省令で定めるものに限る。）又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
（三）　貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
（四）　貨物利用運送事業法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき二万円
（五）　貨物利用運送事業法第三十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録	登録件数	一件につき九万円
（六）　貨物利用運送事業法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
（七）　貨物利用運送事業法第四十五条第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可	許可件数	一件につき十二万円
（八）　貨物利用運送事業法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）	認可件数	一件につき二万円
百四十　倉庫業者の登録又は認定 （注）物資流通効率化法第十八条第一項若しくは第二項（倉庫業法の特例）又は福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定又は福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。		
（一）　倉庫業法第三条（登録）の倉庫業者の登録	登録件数	一件につき九万円
（二）　倉庫業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（倉庫の新設に係る変更登録で政令で定めるものに限る。）	倉庫の数	一個につき三万円
（三）　倉庫業法第二十五条（トランクルームの認定）の認定	トランクルームの数	一個につき一万円
百四十一　ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録		
（一）　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条（ホテルの登録）のホテルの登録	登録件数	一件につき十五万円
（二）　国際観光ホテル整備法第十八条第一項（旅館の登録）の旅館の登録	登録件数	一件につき九万円
（三）　国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十一の二　全国通訳案内士に係る登録研修機関の登録		
通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三十条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十二　旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録又は旅程管理業務等に係る登録研修機関の登録		

（注）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項（旅行業法の特例）、奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項（旅行業法の特例）又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項（旅行業法の特例）の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十一条第八項（産業振興促進計画の認定）（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第八項（産業振興促進計画の認定）（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録とみなす。		
（一）　旅行業法第三条（登録）又は第六条の四第一項（変更登録）の規定による旅行業の登録又は変更登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　旅行業法第三条の規定による旅行業者代理業の登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
（三）　旅行業法第二十三条（登録）の旅行サービス手配業の登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
（四）　旅行業法第十二条の十一第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（五）　旅行業法第二十八条第五項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十二の二　観光案内所の運営に係る観光圏整備実施計画の認定		
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画（同法第十条第一項（認定観光圏案内所）に規定するものに限る。）の認定（既に当該認定を受けている者が受けるものを除く。）	認定件数	一件につき一万五千円

百四十二の三　住宅宿泊管理業者又は住宅宿泊仲介業者の登録		
（一）　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二条第一項（登録）の住宅宿泊管理業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　住宅宿泊事業法第四十六条第一項（登録）の住宅宿泊仲介業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十三　予報業務の許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録		
（一）　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可	許可件数	一件につき九万円
（二）　気象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第四号（許可の基準）の予報の業務又は同項第五号の地震動、火山現象若しくは津波若しくは同法第十七条第二項の土砂崩れ、高潮、波浪若しくは洪水のうちいずれかの予報の業務を新たに行うために受けるものに限り、既に同法第十八条第一項第四号の予報の業務の許可を受けている者が当該許可の範囲に含まれていない同号の予報の業務を新たに行うために受けるものを除く。）	認可件数	一件につき九万円
（三）　気象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定による気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可	許可件数	一件につき九万円
（四）　気象業務法第三十二条の二第一項（測定能力の認定）の規定による認定測定者の認定	認定件数	一件につき九万円
（五）　気象業務法第九条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

百四十四　建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析機関の登録		
（一）　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業（同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下（一）において同じ。）の許可（更新の許可及び次の区分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可とみなす。）		
イ　建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十五万円
ロ　建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十五万円
（二）　建設業法第二十六条第五項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十五　工場において製造する浄化槽の型式の認定		
（一）　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項（認定）の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる認定を受けている型式と重要でない部分のみが異なる場合の認定で政令で定めるものについては、一万五千円）
（二）　浄化槽法第十三条第二項の規定による外国の工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円（既に（二）に掲げる認定を受けている型式と重

		要でない部分のみが異なる場合の認定で政令で定めるものについては、一万五千円）
百四十六　不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録		
（一）　不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法第十五条（登録）の不動産鑑定士が受ける登録を除く。）又は同法第二十六条第一項第二号（登録換え）の登録換えに係る登録（同法第十五条の不動産鑑定士が受ける登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十七　宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士に係る登録講習機関の登録		
（一）　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数	一件につき九万円
（二）　宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十八　積立式宅地建物販売業の許可		
積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定により国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可	許可件数	一件につき十五万円
百四十九　前払金保証事業の登録		

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第三条（登録）の前払金保証事業の登録	登録件数	一件につき十五万円
百五十　不動産特定共同事業の許可若しくは不動産特定共同事業の種別の変更の認可又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種別の変更の登録		
（一）　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可	許可件数	一件につき十五万円
（二）　不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五条第一項第六号（許可の申請）の不動産特定共同事業の種別の増加に係るものに限る。）	認可件数	一件につき三万円
（三）　不動産特定共同事業法第四十一条第一項（小規模不動産特定共同事業の登録）の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
（四）　不動産特定共同事業法第四十六条第一項（変更の登録）の規定により主務大臣がする変更の登録（同法第四十二条第一項第六号（登録の申請）の小規模不動産特定共同事業の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき三万円
百五十一　マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録		
（一）　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（三）　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十一の二　賃貸住宅管理業者の登録		
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項（登録）の賃貸住宅管理業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十二　測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録		
（一）　測量法第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録及び同法第四十九条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士が受ける登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　測量法第五十条第三号又は第四号（登録養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十三　広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録		
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イ（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
百五十四　構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録		
（一）　建築士法第十条の三第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　建築士法第二十二条の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　建築士法第二十四条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十五　住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録		

（一）　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（三）　住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）又は第三十三条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（四）　住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十五の二　登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録		
（一）　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項（登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十五の三　優良緑地確保計画の認定手続に係る登録調査機関の登録		
都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十五条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十六　一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用、広域的処理又は無害化処理の認定		

（一）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の八第一項（一般廃棄物の再生利用に係る特例）又は第十五条の四の二第一項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用の認定	認定件数	一件につき十五万円
（二）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第十五条の四の三第一項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
（三）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）又は第十五条の四の四第一項（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
（四）　一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に係る変更の認定（当該処理の内容に関する事項の変更の認定で財務省令で定めるものに限る。）	認定件数	一件につき三万円
百五十六の二　使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定		
（一）　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十四条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の自主回収・再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
（二）　資源の有効な利用の促進に関する法律第五十五条第一項（自主回収・再資源化事業計画の変更等）の自主回収・再資源化事業計画の変更の認定（同法第五十四条第二項第四号の自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品の種類の増加に係るものに限る。）	認定件数	一件につき三万円
百五十六の三　使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定		

（一）　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十条第三項（再資源化事業計画の認定）の規定による再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
（二）　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十一条第一項（再資源化事業計画の変更等）の規定による再資源化事業計画の変更の認定		
イ　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第四号の使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で財務省令で定めるもの	認定件数	一件につき三万円
ロ　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別（その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう。）の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定	認定件数	一件につき三万円
百五十六の四　使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定		
（一）　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十九条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の規定による自主回収・再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
（二）　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十八条第三項（再資源化事業計画の認定）の規定による再資源化事業計画の認定（同条第一項第二号に掲げる者が受けるものに限る。）	認定件数	一件につき十五万円

百五十六の五　高度再資源化事業計画若しくは高度分離・回収事業計画の認定又は高度再資源化事業計画等の認定手続に係る登録調査機関の登録		
（一）　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十一条第一項（高度再資源化事業計画の認定）の高度再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
（二）　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十二条第一項（高度再資源化事業計画の変更等）の高度再資源化事業計画の変更の認定（同法第十一条第二項第五号の高度再資源化事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）	認定件数	一件につき三万円
（三）　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十六条第一項（高度分離・回収事業計画の認定）の高度分離・回収事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
（四）　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十七条第一項（高度分離・回収事業計画の変更等）の高度分離・回収事業計画の変更の認定（同法第十六条第二項第五号の高度分離・回収事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）	認定件数	一件につき三万円
（五）　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第二十二条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十七　環境の保全に係る人材認定等事業の登録又は体験の機会の場の認定		
（一）　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第十一条第一項（人材認定等事業の登録）の人材認定等事業の登録	登録件数	一件につき一万五千円

（二）　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第二十条の八（体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等）の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項（体験の機会の場の認定）の主務大臣がする体験の機会の場の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき一万五千円
百五十八　登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の登録		
（一）　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十九条第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十六条第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十九　特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動植物種の個体等に係る個体等登録機関、事業登録機関若しくは認定機関の登録		
（一）　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
（二）　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項（個体等登録機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
（三）　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項（事業登録機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
（四）　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の二十六第一項（認定機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円

百六十　遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十七条第一項（登録検査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円